













課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審												
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果						
関信	消費税		国(川口税務署長)	完結	住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	26.2 ~ 30.2	3	須藤訟務官 宮坂専門官 岡崎実査官	東京地方3		R2.10.7	R4.10.26	棄却	東京高等20		R4.11.8	相手側	R5.3.31	取下げ					
大阪	所得税		国(宇治税務署長事務長事務次長伏見税務署長)	未確定	・ 本件配当所得は所得税法9条1項16号の規定により非課税となるか否か ・ 譲渡した資産が複数ある場合における租税特別措置法39条8項で定める「譲渡をした資産ごとに計算する方法」とは、具体的にどのような資産ごとに行う計算方法か ・ 平成29年分更正処分における措置法39条1項の計算に係る理由付記に不備があるか否か ・ 相続人間で遺産分割をしていない相続財産を財産債務調書に記載する必要があるか否か	28 29	1	梶本訟務官 市原実査官	大阪地方2		R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6	相手側	R6.1.18	棄却					
名古屋	贈与税		国(沼津税務署長)	係属	本件各金員は、本件関係人が原告に対して贈与したもののか否か。 本件関係人は、相続税法21条の3第1項2号に規定する「扶養義務者」に該当するか否か。	24~29	2	三島訟務官 長谷川専門官 星野実査官	静岡地方2		R2.10.15													
大阪	法人税		国(東山税務署長)	未確定	本件役員給与には、不相当に高額な部分として損金算入されない金額(法人税法第34条第2項)があるか	25/9~ 28/9 28/12	2	福田訟務官 井上実査官	東京地方2		R2.11.30	R5.3.23	棄却	東京高等24		R5.4.4	相手側	R6.1.18	棄却					
広島	所得税		国(岡山東税務署長)	完結	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から差し引くべきか否か(本人訴訟)	29	1	水田主任訟務官 村岡訟務官 和久里専門官 高橋実査官	岡山地方2		R2.12.19	R4.2.9	棄却	広島高等岡山支部		R4.3.1	相手側	R4.12.22	棄却	最高一小	R5.1.9	相手側	R5.5.10	棄却
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	係属	(1) 相手側が行った外国通貨から他の外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差損益は、相手側の所得として認識されるか。 (2) 相手側が上記の為替差損益を所得として申告しなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるか否か。 (3) 本件各更正処分等の理由に不備があるか否か。	26.27	2	大坪訟務官 森西実査官	東京地方3		R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26	相手側	R5.5.24	棄却	最高三小	R5.6.16	相手側		
熊本	国賠		国	完結	被告に違法な立法行為及び不作為があったとして、被告は国家賠償請求権及び不当利得返還請求権に基づき賠償責任を負うか。 請求金額 4億7284万6980円 仮執行宣言 無	26.4~ 02.3	1	福田訟務官 鈴木実査官	東京地方23		R2.12.28	R4.4.12	棄却	東京高等19		R4.4.25	相手側	R4.11.29	棄却	最高二小	R4.12.9	相手側	R5.5.19	棄却
東京	所得税		国(京橋税務署長)	完結	国際司法裁判所に勤務したことにより相手側が受給する退職年金は、非課税所得に該当するか否か。	26~30	1	落合訟務官 平戸専門官	東京地方51		R2.12.29	R5.3.16	棄却											
東京	所得税		国(小石川税務署長)	完結	外国子会社合算税制における租税特別措置法施行令26条の21第2項2号イ規定の「請求権」に基づき受け取ることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合」の意義について	28~30	2	笹田訟務官 峯川主査	東京地方38		R3.1.20	R5.3.14	棄却											
仙台	相続税		国(仙台北税務署長)	未確定	評価通達6項により同族会社の株式を評価したことが適法か否か。	26	1	倉成主任訟務官 音道訟務官 尾崎実査官	東京地方51		R3.1.26	R6.1.18	全部敗訴											
関信	消費税		国(新潟税務署長)	完結	住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」のみ要するもの又は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27.3 ~ 30.3	1	須藤訟務官 角木専門官 鈴木実査官	東京地方38		R3.2.16	R5.8.29	棄却											
関信	消費税		国(桐生税務署長)	係属	原告が行った土地建物の一括譲渡に係る建物部分の課税標準額の算出は、消費税法施行令45条3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当するか否か。	28/3 ~ 31/3	3	加藤訟務官 角木専門官 齋藤実査官	東京地方51		R3.3.29	R5.5.25	棄却	東京高等24		R5.6.8	相手側							
東京	所得税		国(目黒税務署長)	係属	(1) 原告が発行会社から与えられた株式を取得する権利(本件権利)の付与は、所得税法施行令84条5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合(有利な金額で株式を取得する場合)」に該当するか否か。 (2) 仮に本件権利の付与が有利な金額で株式を取得する場合に該当する場合、本件権利の行使による経済的利益の価額は幾らか(当該経済的利益の価額を計算する際の株式の価格(株式の時価)は幾らか)。	25	2	八重樫訟務官 瀧専門官	東京地方3		R3.4.5	R4.12.21	棄却	東京高等5		R5.1.3	相手側	R5.8.2	棄却	最高一小	R5.8.15	相手側		



































































